

# 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ） の導入について

---

平成 29 年 10 月

みち、ひと…未来へ。

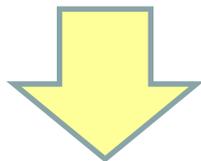


# 1 概要

## ■ 概要

### 発注者が最適な仕様を設定できない工事

技術的難易度が高く、通常の工法で施工条件を達成し得ないリスクが大きいことから、発注者側において最適な工法の選定が困難であり、施工者独自の高度で専門的な工法等を活用することが必要な工事

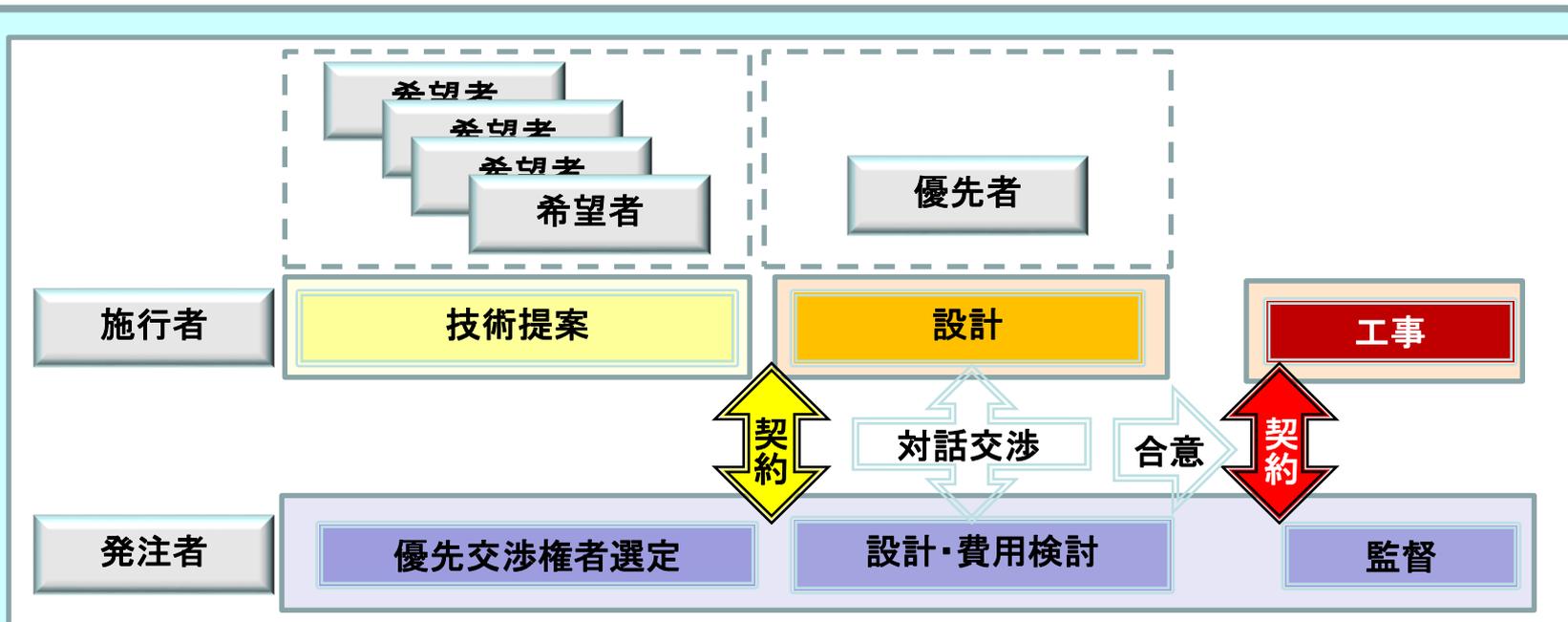


### 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）を導入します。

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

## 2 契約形態

### ■ 契約形態



技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

# 3 手続き

## ■ 標準フロー

手続開始の公示後、競争参加者から提出された技術提案に関して技術対話を行い、審査・評価を踏まえて選定された優先交渉権者と**設計業務の契約**及び**工事契約までの手続きを定めた基本協定を締結**。設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に、交渉結果を反映した設計図書に基づき**工事の契約を締結**する。(工事における随意契約)

